

小山工業高等専門学校への転入学に関する規則

制 定 平成26年4月1日

最終改正 令和6年7月10日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校学則第18条の2の規定による転入学（以下「転入学」という。）について、必要な事項を定める。

(転入学の時期)

第2条 転入学の時期は、学年の始めとする。

(照会)

第3条 転入学を希望する者の在籍する高等専門学校の長（以下「在籍高等専門学校長」という。）は、次の各号に掲げる書類を本校に送付し、転入学について事前に照会するものとする。

- 一 転学照会書（在籍高等専門学校作成。ただし、転学希望学科・希望時期・希望事由及び在籍高等専門学校入学時の入試区分（推薦・学力等）を記載すること）
- 二 在学証明書（在籍高等専門学校の様式）
- 三 成績証明書（在籍高等専門学校の様式。ただし、学科内席次欄がない様式の場合は、別途任意様式にて学科内席次を証明する書面を提出すること）
- 四 教育課程表及び履修済（見込含む）科目のシラバス
- 五 その他必要に応じて本校が求める書類

(事前審査)

第4条 校長は、前条に規定する照会があったときは、教務主事並びに転入学希望先の学学科長及び一般科長、その他校長が必要と認めた者と協議のうえ、次の各号に規定する受入要件の具備状況について審査を行うものとする。

- 一 一家転住等のやむを得ない事由で在籍高等専門学校での学業継続が困難であると認められること
- 二 希望学科の定員に欠員又は受け入れの余地があること
- 三 希望学科が、転入学希望者の在籍学科等と同系の学科であること。ただし、当該転入学希望者が、在籍高等専門学校の学科等への正式な配属前であるときは、在籍高等専門学校における学科等への仮配属の状況並びに入学時の入試区分及び志望学科等の状況を踏まえて判断するものとする。
- 四 教育課程に大きな差異がないと認められること
- 五 審査時において他の高等専門学校の第1学年、第2学年又は第3学年に在籍し、当該学年を修了見込みであること
- 六 その他学科が必要とする要件

2 校長は、前項の審査を経て、教育上の支障有無を判断し、在籍高等専門学校長に出願の可否を通知するものとする。

(転入学審議委員会)

第5条 校長は、前条第1項の事前審査実施後、必要に応じて転入学審議委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、転入学志願者の選考に関する事項を処理する。

3 委員会は、次の各号の委員で組織する。

- 一 教務主事
- 二 転入学志願先の学科の学科長
- 三 一般科長
- 四 教務主事補（入試担当）
- 五 学級担任（予定者）
- 六 その他校長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

(出願)

第6条 第4条に規定する事前審査を経て、本校への転入学を志願する者は、次の各号に掲げる出願書類を在籍高等専門学校長を経て、本校校長に提出しなければならない。

- 一 転入学願書（様式1）
- 二 転入学志望理由書（様式2）
- 三 調査書（在籍高等専門学校の様式。ただし、現学年を修了見込であることの記載がない様式の場合は、別途修了見込証明書を提出すること）
- 四 所見（在籍高等専門学校作成。ただし、教科・科目の学習、特別活動、学校生活、合理的配慮の提供状況及び記載責任者所属・氏名・連絡先を記載すること）
- 五 入学検定料の振込受付証明書
- 六 その他、必要に応じて本校が求める書類

2 転入学出願期間は、原則として10月末までとする。

(選考)

第7条 委員会は転入学志願先の学科及びその他関係者と調整の上、転入学志願者に対し、試験を実施するものとする。試験内容は面接（口述試験を含む）を原則とし、必要に応じて学力検査を行うことができる。

2 委員会は前項の試験結果及び出願内容等に基づき、次の各号に掲げる内容について審議し、その結果を校長に答申する。

- 一 志願先学科の同学年に在学する学生と同等以上の学力があると認められること
- 二 履修科目、成績、学習態度及び生活態度に特段の問題がないこと

3 校長は前項の答申に基づき、入学試験委員会の議を経て、転入学試験の可否を決定し、その結果を、転入学志願者及び在籍高等専門学校長に通知するものとする。

(転入学手続)

第8条 転入学試験に合格した者は、在籍高等専門学校による学年課程修了認定の後、すみやかに入学料を納付し、在籍高等専門学校長を経て次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 修了証明書
- 二 成績証明書
- 三 転学事由（一家転住等）の事実を証明する書類
- 四 その他必要に応じて本校が求める書類

2 校長は前項の手続きを経て、転入学を許可するものとする。

3 校長は、転入学試験に合格した者が、在籍高等専門学校の学年を修了できなかった場合には、転入学の合格を取り消すことができる。

(既修得単位及び入学学年の取扱い)

第9条 転入学を許可された者が、転入学前に他の高等専門学校において修得した単位は本校における同等学年までの学修とみなし、相当学年に入学させるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。